解散公告

当社は、平成二十一年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

大阪市中央区西心斎橋二丁目一三番一三号

株式会社S―WORLD

代表清算人　多田　公行

解散公告

当社は、平成二十一年八月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

大阪市中央区農人橋二丁目一番二二―四〇六号

株式会社ジャンプ

代表清算人　細谷　貴哉

解散公告

当社は、平成二十一年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

大阪市天王寺区寺田町二丁目四番一二―六〇一号

株式会社アンダー

代表清算人　多田　茂雄

解散公告

当社は、平成二十一年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

大阪市中央区西心斎橋一丁目一六番一〇号

心斎橋ロンコート五〇一

株式会社シュート

代表清算人　多田　茂雄

解散公告

当社は、平成二十一年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

和歌山県新宮市佐野二一一八番地の四

吉村通信建設株式会社

代表清算人　朝日　光次

解散公告

当社は、平成二十一年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

山口県下関市阿弥陀寺町七番一五号七〇一

有限会社ケレス

代表清算人　澍田　啓子

解散公告

当社は、平成二十一年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除籍します。

平成二十一年八月二十六日

愛媛県松山市居相五丁目六番三号

株式会社ロジカール

代表清算人　宇髙　功二

解散公告

当組合は、農業協同組合法第六四条第四項の規定により平成二十一年八月一日解散致しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

宮崎県延岡市大貫町二丁目三〇二七番地

延岡酪農業協同組合

代表清算人　甲斐　壽徳

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から平成二十一年十月二十八日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

川崎市高津区溝口三丁目九番四号

医療法人津田会津田眼科医院

清算人　津田　在子

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為第二十八条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十一年七月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

長崎市江戸町二番一三号

財団法人長崎県中小商業振興基金

清算人　上村　昌博

清算人　松藤　悟

清算人　宅島　壽雄

清算人　林田　武

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十年十一月二十六日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

沖縄県島尻郡与那原町字板良敷一一二一番地一

財団法人沖縄青少年育成センター

代表清算人　能山　宗忠

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年七月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

札幌市白石区南郷通二十丁目北三番二八号

札幌南郷ビル四階

特定非営利活動法人環を考え実践する倶楽部

清算人　黒川　聖一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年六月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

東京都府中市南町五―二五―一

特定非営利活動法人スポーツ支援首都圏ネットワーク　代表清算人　鈴木　知幸

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十一年八月二十日岡崎市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

愛知県岡崎市井田南町九番地一五

岡崎竜城土地区画整理組合

代表清算人　浅井　訓民

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十年七月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

高知市瀬戸東町二丁目三二五番地

特定非営利活動法人高知手だすけセンター

清算人　仲井　聰子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年七月十三日開催の社員総会の決議により平成二十一年七月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

北九州市小倉北区吉野町一三番一―一〇七号

特定非営利活動法人九州住情報センター

清算人　中島伸一郎

解散公告（第三回）

当社は、平成十六年八月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十六日

栃木県栃木市平柳町一丁目一八番一八号

株式会社昭和住宅ローンサービス

代表清算人　荒川　正二